

## 侵害事例データベース

データ作成機関	知的財産保護フォーラム
データ公開日(判れば)／更新日	不明
主な項目	ヨーロッパにおける模倣品販売に対するエンフォースメント事例
サブ項目	<p>侵害製品「カジュアルスポーツシューズ」についてのエンフォースメント事例          侵害品製造国・地域：「不明」、侵害品流通国・地域：「ヨーロッパ各国」、権利取得状況：「商標権、意匠権（消滅）」「不正競争防止法」に基づく「警告書、その他（販売仮差止）」による対応経過について</p> <p>2004年10月にフランスで販売されているのを発見後、ヨーロッパ各国の代理人の意見を集約し、侵害社Xの本社が所在するデンマークにて対応を行う事を決定。2005年4月に中止・断念レターを発送。同5月に相手方より否定的回答を受領。代理人とも検討の結果、同8月に仮差止請求をデンマーク裁判所に申立。同9月に相手方は当社申立に対する反論書を裁判所に提出したが、その後、和解の提案を申し出があり、同10月に和解条件について双方合意。</p> <p>対応に要した期間は約1年、費用は、訴訟に係る経費等約150万円。和解の主な内容：侵害者側製品のデザイン変更、賠償金に代わり、A社代理人費用の8割程度の支払、デザイン変更への同意を得る事に成功し、模倣品を排除できたとともに、相手から弁護士費用の8割程度を回収できたことから、一定の成果が得られた。</p> <p>費用対効果の面から言って、素晴らしい成果である。対応に要した経費約150万円には、ヨーロッパ主たる代理人の意見書費用、デンマーク裁判所への仮処分申請費用が含まれており、しかも裁判上の和解によって全費用の8割を相手方に支払わせている。訴訟戦術的に、法的根拠は1つよりも2つ以上の方が好ましく、商標権の効力は類似範囲にまで及ぶので、不正競争防止法違反にはならないが、商標権侵害に当たる場合があるから、商標権も法定根拠に含ませた方がよかったです。</p>
特記事項	
URL	<a href="http://www.iippf.jp/jdb/cgi-bin/details.cgi?action=search&amp;key=41">http://www.iippf.jp/jdb/cgi-bin/details.cgi?action=search&amp;key=41</a>